

# ジェンダー視点による計画出産政策の研究

## — 中国家父長制と女性自己決定権の考察 —

A Study of Family Planning as a Chinese National Policy From a Gender Perspective:  
An Analysis of Patriarchy and Women's Self-determination in China

羅 安

Ra AN

**Abstract:** This article examines the family planning in China from the perspective of gender, aiming to improve Chinese women's self-determination that has been pillaged by the patriarchy. The family planning policy has been put into practice for over 30 years in China. Today, the voice for abolishing the policy is becoming stronger, as the total fertility rates of China have been lower than generation replacement. On the other hand, women's wishes are not concerned at all. People who oppose the policy claim that women's self-determination is pillaged by the policy. However, in fact, quite a few women support the policy. The reason why women, the victims of the policy, support the policy instead of opposing it is that there are merits for the women. As Chinese parents traditionally favor boys over girls, women are forced to become pregnant unceasingly until they have boys. And the policy does help them escape from this situation. Accordingly, in the author's opinion, the fundamental cause of women's self-determination being pillaged is the patriarchy of China, rather than the family planning policy. And abolishing the policy will not turn women's situation around. Instead, the control of women's self-determination will be switched from the nation to patriarchy, but not to the women. Consequently, this article argues that the patriarchy of China is a kind of structural violence, and women's self-determination of reproduction is pillaged by the violence, but not the family planning policy. This hypothesis is examined through document research, data analysis, and review of prior literature.

## 1. はじめに

中国の計画出産政策は世界中で多く議論されている。強制的な実行手段を伴う政策であり、女性の身体へ多大な負担をかけるため、人権に対する侵害であるとも主張されている。それゆえ、政策への批判も数多い。しかし、批判意見の中心は労働力の減少や高齢化社会の深刻化など、経済的な事情に向けられていて、女性自身の意思はほとんど言及されていない。当事者である中国女性からの反対意見はあまりあげられていなく、むしろ支持の意見が多い。暴力を受けているのは女性であるのに、なぜその主体となる女性からの反対の声が少なく、むしろ計画出産を支持する女性の意見が多くみられるのだろうか。こういった抑圧に対して女性が服従してしまう背景に、計画出産政策の背景にある構造的暴力<sup>1</sup>が女性自身に内面化されていることがあると考えられよう。この構造的暴力は計画出産政策そのものでなく、その背後にある権力構造によるものである。暴力が内面化されてしまう原因として、この権力構造が働いていることが考えられる。中国の現代社会がいまだに男性優位であるという現実にもとづき、筆者はこの権力構造が現代中国の家父長制と関連しているという仮説を立て、文献研究やデータ分析などの方法を通して、これを検証する。

本研究では、この検証を通してジェンダー視点と被害者自身が暴力克服をめざす平和学の方法によって計画出産政策を考察することを目的としている。現在の中国では、この視点による研究はまだ欠けている。本研究では性と生殖に関する女性の自己決定権が、国家よりもむしろ家父長制によって剥奪されていることを明らかにすることで、中国における女性解放の限界を示し、真の女性解放に貢献できるものとする。

## 2. 計画出産政策の全体像

### (1) 計画出産政策の制定経緯

1950年代から1970年代かけて、中国の人口は急激に増加したが、それにもかかわらず、一人あたりのGDPの増加は非常に緩慢であった。こうした状況から、当時の指導者は人口爆発に危機感を抱き、出産は計画的に行うことを提唱し始めた。1978年、天津在住のある女性工場労働者が、国家への貢献のために積極的に社会進出する、「少生優育」<sup>2</sup>の意思を表明した。彼女はすでに女兒を一人出産していたが、夫と姑から男児出産を強く懇願されていた。彼女の意思に共感した天津医学院の女子教職員44人は連名で「一人っ子提議書」を提出した。すなわち、計画出産は女性の意思を契機としてはじめられたといえる(若林, 1989, p.59-p.61)。計画出産は、過度な人口増加を抑制し、経済の発展を促進するための国策である。しかし、期せずして、多産と男児出産を強制する封建的な伝統文化からの解放という、女性の要請に応えることとなったのである。

### (2) 計画出産政策と構造的暴力

国家は行為主体を統合された構造である(ガルトゥング, 1991, p.24)ため、国家政策としての計画出産がもたらす暴力は、ガルトゥング平和学の構造的暴力の定義に当てはまるといえる。本節では、この前提を踏まえつつ、計画出産政策と構造的暴力の関係性を究明する。ここでは目に見える直接的暴力だけでなく、背後の社会の仕組みに組み込まれた暴力とその克服過程に注目する。平和を単に戦争や紛争のない状態ではなく、「暴力の不在」とするガルトゥングは、暴力

を「可能性と現実との間の、つまり実現可能であったものと現実に生じた結果とのギャップを生じさせた原因」であり、「潜在的可能性と現実との間の隔たりを増大させるものであり、この隔たりの減少に対する阻害要因」であると定義する (p.5)。さらに暴力は、加害者の明確な直接的暴力と、社会の仕組みに組み込まれて加害者のはっきりしない構造的暴力の二種類に分類される。構造的暴力は行為を行う主体が不明確で、「構造のなかに組み込まれており、不平等な力関係として、それゆえに生活の機会の不平等としてあらわれる」暴力をさす (pp.11-12)。

一人っ子政策の規定によって、第一子の出生に伴い、夫婦どちらかの一方が不妊手術を要求されることが一般的である (若林, 1989, pp.61-62, pp.119-122)。カイロ会議で提唱されたりプロダクティブ・ヘルス/ライツに対して、中国政府は公式的に支持を示している。それを実現するため、妊婦や嬰兒の死亡率の低下、避妊技術の提供、および計画出産のための経済的支援がとりくみの中心となっている (中国人口と発展に対する国家報告, 1994)。人工妊娠中絶手術の強制のような執行手段は人権に対する侵害であり、違法であると、「人口と計画出産法」にも明記されている。したがって、表向きには、リプロダクティブ・ヘルス/ライツと計画出産政策自体のあいだに矛盾は存在しない。しかし、政策の執行に際し、とくに行政の監督の弱い地域において、あらゆる手段が黙認されている。政府が計画出産政策を進めたのは、人口の急激な増加は国家全体の経済発展に不利だからである。よって中国政府は「リプロダクティブ・ヘルス/ライツは国民全体の利益にもとづいて考えるべきである」と主張している (趙, 2002, p.41)。

人口抑制を優先するという前提のもとで実施する計画出産政策によって、女性はつねにさまざまな暴力に同時に直面している。身体を傷つけるのみならず、生殖に関する自己決定権さえ奪われてしまう。これらの苦痛は不条理であり、女性自身の責任によらないものであるため、計画出産政策という社会の制度によって生じる構造的暴力である。本節においては、計画出産政策のなかに存在する、この二つの暴力を見てゆく。

### 1) 女性の身体に傷害を与える暴力

女性が受けている暴力のなかでも、身体に傷害を与える暴力はもっとも認識しやすい。このような暴力には直接の行為者は存在するが、社会の制度として行われるため、直接的暴力であると同時に構造的暴力であるともいえる。これまで実施されてきた政策をみると、女性の身体に傷害を与える暴力には、以下の3点があげられる。

#### ①大量の人工妊娠中絶手術

計画出産政策は国策である以上、厳しい規制が定められるのも当然である。政策に違反する妊娠に対しては高額な罰金、または中絶手術が要求される。とくに農村部においては、政策違反の妊娠が発覚した場合、例外なく強制的な中絶手術が実施されているのは多数の新聞報道によって裏づけられている<sup>3</sup>。こうした中絶手術は胎児の生命を奪うとともに、妊婦の身体を傷つける可能性が大きい。

一方、避妊失敗のため自ら中絶手術を受ける女性も大勢いる。「中国衛生年鑑」(2011)のデータによれば、1980年代から1990年代初期、人工妊娠中絶手術は平均して年間1000万例以上あり、1990年代後期以降は年平均600万から800万例と安定している。中絶手術は産児制限に関する手術総数の1/3以上を占めている。

#### ②主流の避妊法による女性の身体的負担

中国で一般的な長期的な避妊法の種類としては主にIUD (避妊リング)の着脱、男性の精管結

紮、女性の卵管結紮があげられる。なかでもIUDの着装はもっとも広く実施されており、1975年の調査では、IUDの着装は避妊法の50%以上を占めていることが明らかにされた。なお、卵管結紮の割合は10%以上を占めているが(政策実施から33年間の平均)、精管結紮の割合はわずか4.2%であり、近年この数字はさらに低下する傾向にある(最近10年間は1%台にとどまっている)。有効性は3種とも近似的で、とくに男性の手術のほうが簡単かつ安全といわれているにもかかわらず、なぜ女性の身体に負担をかける避妊法のほうが主流であるのか、原因を究明する必要がある。

### ③性別選択による女兒中絶

国連は出生性比<sup>4</sup>の正常値を103-107対100としている。しかし、中国の人口調査では異常に高い値を示すことがほとんどである(表1を参照)。とくに表2で明らかかなように、出生順位があとになるほど出生性比は高まる。早瀬(2001, p.18)はこのような出生性比異常の原因が男児選好にあると述べている。

羊水穿刺や超音波診断の導入に伴い、胎児の性別鑑別が一時的に盛んとなった。2003年からこれらの診断は「非医学的需要による胎児の性別鑑定および性別選択による人工的な妊娠中止を禁ずる規定」<sup>5</sup>によって禁じられているが、この性比の推移からみるといまだに実施されているといえるだろう。2011年のサンプル調査によれば、0-4歳の児童性比は119を超えており(中華人民共和国国家統計局, 2012)、正常値を大きく上回っていた。ここで注意すべきことは、このような出生性比の異常(男児選好)は中国だけでなく、計画出産が実施されないインドやベトナムなどの国でも確認されている点である<sup>6</sup>。したがって、計画出産政策よりもさらに背後にある原因を突き止める必要がある。

以上①②③の3点は、一人っ子を強制する計画出産政策が生み出した、女性の身体への暴力である。そのため、計画出産政策はつねに批判の標的としてあげられている。しかし、このような暴力の存在にもかかわらず、政策違反の妊娠がなぜ多発するのだろうか。筆者はむしろ、政策違反の妊娠をうながすものこそ、女性を暴力にさらす根本的な原因であると考えている。

### 2) 女性の自己決定権を剥奪する暴力

前述のように、女性の身体に与える暴力のほかに、自己決定権を剥奪するという暴力も計画出産政策とつながっている。1)で示したように、女性の身体に傷害を与える暴力があるにもかかわらず、計画出産政策に対する女性からの反対は少なく、むしろ、賛成の声がよくあげられている。これは、いままで女性を多産に縛りつけてきた社会の仕組みとしての家父長制の支配力が、計画出産政策によって弱化されたからである。だからといって、計画出産政策によって、女性が生殖に対する自己決定権を有することになったとはいえない。そこで本項においては、この政策よりも以前に、そもそも妊娠・出産に対する意思決定はどのように行われていたのか、権力構造の角度から説明し、家父長制こそもっとも影響力の強い権力構造であると検証していきたい。

表1 出生性比の推移

1982年	第3回人口センサス	108.5
1987年	1%人口サンプル調査	110.9
1990年	第4回人口センサス	111.3
1995年	1%人口サンプル調査	115.6
2000年	第5回人口センサス	119.9

出所:「中国の人口問題と社会的現実」p.212

表2 出生順位と出生性比の関連

	計	第1子	第2子	第3子～
1990年	111.3	105.2	121.0	127.0
1995年	115.6	106.4	141.1	154.3
2000年	119.9	107.1	151.9	159.4

出所:「中国の人口問題と社会的現実」p.212

権力構造とは、「人々は誰の意思決定への参加を認められるか、誰の利益にもとづいて意思決定がなされるか、という両者を決定するルール、制度、暗黙の前提の総体を端的に指し示すもの」(ラッペ・シュアマン, 1998, p.23)である。家父長制の影響によって、女性が社会に存在する「ルール、制度、暗黙の前提」を内面化せざるをえなくなり、女性の潜在的実現可能性の発現が阻害される構造的暴力である。

ラッペとシュアマン(1998)の人口問題に対する研究によれば、妊娠・出産に関する意思決定に影響を与える要素は重層的な構造(表3を参照)をなす。妊娠・出産に対する意思決定は主に政治・経済と社会・文化この二つの側面に影響されるが、政治・経済領域における権力構造と社会・文化の権力構造とは、意思決定に異なる影響を及ぼす。たとえば計画出産政策は客観的に子どもの数をコントロールできるが、伝統的な出産観を変えることはない。事実、妊娠・出産に関する意思決定に影響する構造のなかでもっとも直接的な要素は家族にある。しかし、中国では計画出産政策は経済発展を目的として厳しく実施されるため、意思決定に影響を与える要素を議論する際に、政治・経済の権力構造のみに目が向けられる傾向がある。

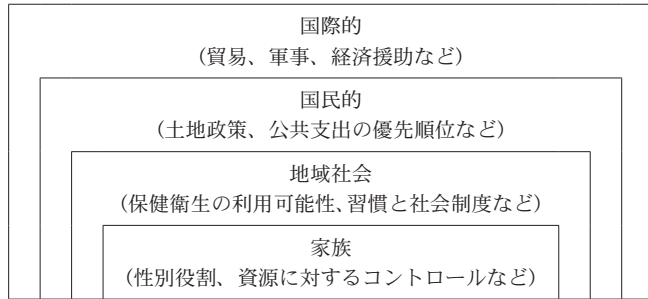
世帯ごとの子どもの数は制限されるが、子どもを産む時期や、避妊法など、それ以外の意思決定は家庭内で行われることが多い。男児選好の強い地域において、女性の意思決定に対する男性の態度と支配力は決定的に重要である(ラッペ・シュアマン, 1998, p.39)。家庭に限らず、人間組織において完全な平等は存在しえないが、誰一人として権力をまったくもたない状態はない。仮に、もっとも影響を受けている人びとが「参加排除」され、発言権をもたない状況にある場合、その背後に、権力格差にもとづいてそれらの人の意思決定を阻害する人間・集団・構造の存在を想定することができる。つまり、政策によって子どもの数が制限されているにもかかわらず、男児選好がみられた場合、このような権力構造のもとに、家族と社会のなかで従属的な地位にある女性が「参加排除」され、男児を産むように仕向けられている可能性が十分考えられる。

### 3. 現代中国の家父長制と女性の自己決定権

#### (1) 家父長制とは

現代社会学事典(1988, p.202)では、家父長制の一般的な意味を「男子家長が家産と家族成員を支配・統制する制度であり、家長の強い統率権のもとに家族成員が人格的に服従する古代ローマの家族制度が典型とされる」と説明している。家父長制はさまざまに定義づけられているが、本研究では、瀬地山(1997, p.45)が述べた、「性にもとづいて、権力が男性優位に配分され、かつ役割が固定的に配分されるような関係と規範な総体」という定義を踏まえつつ、中国の家父長制を考察する。

表3 妊娠・出産に影響する意思決定の重層構造



出所：『権力構造としての人口問題』 p.25, 一部省略



### 1) 中国古代の家父長制

王 (1989, pp.11-28) が指摘するように、中国の家父長制は母系氏族の解体のうえに成立した。中国の家父長制においてもっとも重要な点は夫権の徹底である。夫権の確立によって、子どもの血統が明確化され、父権の形成も可能になった。原始母系氏族社会においては、子どもの母親は明確であるが、父親の特定は難しい。当時の男性が自分と子どもの間の血縁関係を確定するためには、妻を支配することが必要とされた。これは現代婚姻制度の原型であると思われる。中国においては、商周にはじまり、隋唐時代まで長い期間をかけて、家父長制が成立したといわれている。

隋唐時代の医書には、さまざまな「求子 (男児を求める)」のための処方がある。そのなかでももっとも有名なのは、孫思邈の著作『千金方』であるといわれている。この著作には、男児を産むために、ふだんから取るべき行動や、食生活の注意点が記載されている。男女の産み分けが可能という認識が一般的であったため、家を継承する男児や、優秀な子孫を生めなかった場合、女性の責任が問われた。

宋元から明清時代の家法は精緻に規定される。これらの家法から、当時は女性の家庭における地位が低く、男子は社会労働を務め、女子は家事のほか、跡取りを生み、育てることに専念すべきといった社会通念が一層強化された時代であったことがうかがえる。家法が家父長制のさらなる強化を導いたのである。臧 (2004, p.84) が指摘しているように、父権制度は家族というもののうえに成り立っており、家法は父権を継続させるための保障とされていたのである。

なお、広く周知されているように、中国では儒家の思想が浸透し、「孝」が非常に重視されている。儒家の思想において、女性の価値はつねに「跡取り」と直結され、女性は男性の付属品という女性観が現れている。古代の統治者たちが儒家の思想を尊び、治国の理論としたことで、中国の家父長制が強化されたといえる。

以上の議論を通して、中国の家父長制は歴史的な基礎をもち、人びとの出産・育児に関する観念に根強く影響してきたことがわかる。

### 2) 宗族制度

中国には「宗族制度」が存在している。宗族とは、父系血縁で結ばれた男子を中心に組織される、相互の安全を確保するための祖先祭祀集団である。一般的に、それぞれの宗族は、宗族内の男子の名前を代々記載した族譜をもつ。中国の家族は、独立した社会単位としてではなく、宗族体系の一細胞、すなわち、血縁関係と婚姻関係を通して膨大な親族圏に組み込まれた家父長制の宗族体系組織としてみる必要がある (若林, 2005, p.204)。

現在では、現代化に伴い核家族が主流となったため、この定義と完全に一致する宗族は少ないが、「宗族」というかたち自体はまだ存在している。これは、たとえば、親族名称の体系において、父系親族と母方親族、姻族を明確に区別し、かつ父系親族内部の分類がとくに細かく行われていること、また、子どもが受けつぐ姓が一般的には父親の姓とされることから明らかであろう。そしてこれらのことは現代中国においても基本的に踏襲されている (瀬川, 2004, p.95)。こうした「宗族制度」の伝統において、男児の誕生は宗族の存続に直結するため、非常に重要なことであると考えられてきた。このような社会的背景をもつ現代中国の家父長制を論じるには、宗族制度に対する議論が不可欠である。

ヒューバー (2011) によれば、家父長制はオスの霊長類の繁殖戦略に由来し、進化に伴い階層化が顕在化してきた。その「繁殖戦略」は以下の6点にまとめることができる。

表4 家父長制の基礎となる繁殖戦略

現象	目的
①女性が親族から離れる	女性同士が連合することを弱め、男性からの攻撃に抵抗する能力を減じる
②男性同士の連盟が発達していく	中心的な政治的重要性をもつ
③男性が資源を支配する	女性への強要能力を高める
④富と権力の永続化	男性の意志を女性より強める
⑤女性は生殖のために資源を必要とする	資源の支配者である男性に頼らせる
⑥言語進化による男性支配	女性従属のイデオロギーを宣伝する

出所：(ヒューバー, 2011, pp.6-7) を整理して筆者作成

表4と中国の宗族制度と照らし合わせれば、以下のことがわかる。まず、中国の宗族は男性中心の組織であり、女性が成員として認められることは少ない。また、女性は結婚することによって、もとの家庭や宗族との関係が断たれる。さらに、宗族や家庭の財産の相続権を有するのは男性のみである。中国の宗族制度は①②④項とあきらかに合致している。つまり、宗族制度は家父長制の具現化であり、その中心には男性の「繁殖戦略」がある。ラーナー (1996, p.294) によれば、家父長制は男性支配にもとづくものであり、その基盤となるのは女性のセクシュアリティの商品化と男性による女性の労働力と生殖力の専有である。したがって、女性がこのような集団家族のなかで、生殖に対する自己決定権を有するのは困難である。

## (2) 現代中国の家父長制と計画出産政策

計画出産政策に対する批判は、近年、増加する傾向がみられる。中国国内からの批判の中心は、高齢化の促進という経済的な側面や、女性の中絶手術の一般化と低年齢化という倫理的な側面であり、とくに前者の経済的な側面に対する注目が大きい。

そうした批判のなかでは、人口の増加率が世代交代の水準に達せず、そのため、必然的に高齢化が進む点や、若年労働力の減少に伴い、定年を延長する点、また、社会保障などの資金不足が深刻化する点が問題視されている。政策を批判する中国における研究は、いずれも女性の立場から計画出産政策を批判するものではなく、あくまでも経済発展の側面から政策を批判し、廃止を訴えかけている。さらに、これらの批判は、女性に対する暴力がすべて計画出産政策のみに起因するとみなしている。男児選好や女性の身体へ負担を与える根本的な原因を究明せず、計画出産政策のみを批判することは、事実上、家父長制の維持につながってしまうのである。

女性の社会進出は、女性が資源を獲得することを可能にする。そうすれば、資源獲得のために男性に頼る必要はなくなる。さらに、子どもの数が減少し、また、世代交代に伴い親族間のつながりが希薄になることで、家父長制の存続は一層困難になる。計画出産政策に反対する代表的な人口学者、易 (2013) は、この政策は経済発展に不利であるのみならず、守るべき伝統的な親族関係にも悪影響を与えていると述べている<sup>7</sup>。政策の廃止を呼びかけることは、一見、女性解放の試みのようにみえるが、じつは、現代中国でも家父長制の影響から大多数の女性が自己決定権をもたない事実を意図的に隠蔽し、家父長制を継続することを目的としている。

### (3) 国家と家父長制の関係性

以上の議論では、計画出産政策と家父長制は対立的な関係にあるようにもみえるが、じっさいのところ、国家と家父長制は必ずしも対立しているとはいえない。

瀬地山(1997, p.300)が指摘するように、近代中国の社会主義化時代には集団化により、家庭より共同体の利益が重視され、男性家長の権力が制限されたが、改革開放は家長権を再び強化した。本稿でも、宗族に対する議論の際にすでに論じたように、土地改革によって宗族形式の大家族は半解体されたが、土地分配の単位は個人ではなく「家」とされていた。瀬地山の観点では、中国では個人主義・自由主義が薄いため、「家」を生産単位とすることで、家父長制の復興は必然的にもたらされる。

計画出産政策は家父長制の利益を損なうため、家父長制を維持しようとする人たちに反対されることはこれまでに検証した。計画出産政策は単に数ある国家政策のなかの一政策である。国は経済戦略をもっとも重視しており、すべての国策の目的は国家の発展にあると主張する。それゆえに、人口爆発論が流行し、膨大な人口が経済発展に不利な要因であるとみなされると、女性個人の意思をまったく配慮せず計画出産政策を打ち立てた。一方、家父長制は男性に支配権を保有させるために、さまざまな手段を通して、出産・育児に関する決定権を、家父長制に有利な方向へ仕向けている。じっさい、このような状況下では、女性は生殖に対する自己決定権を有しえないだろう。つまり、国家と家父長制の両者とも、女性を目的実現のための道具として扱い、利用するという点で一致しているのである。したがって、計画出産政策と家父長制の対立はあくまでも偶然的な結果であるといえる。計画出産政策を支持する女性は、それによって自己決定権をとりもどせると考えているわけではなく、ただ同じ不自由のなかで、現実的に自分に有利な「多産からの解放」を選択したにすぎない。

## 4. 構造的暴力の内面化と女性の自力更生

金井(1997, p.136)は「ジェンダーの問題の難しさというのは、ある程度自分で選びとった生き方として内面化されたものとして、ジェンダー規範が働いている」ところにあると述べている。また、江原(2012, p.217)によると、自己決定とは、強制や脅迫・誘導がない状況で判断した決定である。

最初の質問を繰り返すが、なぜ女性は計画出産政策を甘んじて受け入れるのだろうか。もっとも重要な理由として、計画出産政策が実質的に女性を多産から解放したことが考えられる。しかし、この政策によって、表面的状況は改善されたものの、男女の不平等や家父長制の弊害といった根本的な問題が解決されたわけではない。仮に女性が自己決定権を有しており、さらに家庭において男性と平等な地位を享有しているとすれば、子どもを産まない自由をもち、かつ避妊の責任も女性だけが負う必要はないはずである。このような潜在的実現可能性を奪ったのは、家父長制という権力構造から生じた構造的暴力であることは第2章で論じた。女性がこの構造的暴力から脱却するためには、多様な手段を実行する必要があるが、なかでも、女性自身が自ら暴力を克服する自力更生はもっとも重要である。一方、自力更生を妨げる要因は、構造的暴力を女性自身が内面化していることにあるといえる。

### (1) 生物学的決定論と性別分業の構築

ミース(1995)は、両性間の非対称的な分業の起源は生物学的決定論であると指摘している。



女性解放を唱える女性たちはこの生物学的決定論を拒否してきたが、「男女間の不平等で階層的で搾取的な関係が社会に、つまり歴史的要素に起因する」(p.139)ということは立証し難いため、この生物学的決定論が女性の抑圧や搾取にあたってもっとも根深い障害であると、ミースは述べている。性別分業の固定化にはさまざまな原因があり、家父長制と同義ではない。しかし、性別分業の基盤となる性にもとづく搾取は、家父長制と一致する。

妊娠・出産はただの生理的現象ではなく、女性が全うすべき義務であるという社会通念がある。中国において、優秀な子孫、さらに男児を産むことは女性が果たすべき役目であり、それができなければ責任が問われるという認識は普遍的に存在する。そのため、女性はずねに母親という身分に縛られている。

自然界のすべての動物のメスと同じように、女性の身体は子どもを産むための生殖器官を備えている。そのため、出産することは女性の本能であり、母親になることは、この生殖機能をもつ女性のごく自然な生き方であると思われる。これに対し、沢山(2005)は、女性が母親になるのは自然であるという観念が、女性を母親の役割に押し込めていると述べている。

性別分業は生物学的決定論を利用して、意図的に構築されたものであり、家事と育児は生物学的決定論の具現化である。ミース(1995, pp.140-141)は、家事や育児は「自然」が女性たちに子宮を与えたという事実の延長とみなされ、先天的で変革不能なものとして説明されてきたこと、さらにそれらの仕事は「自然」であるがゆえに労働ではなく、労働を担う人間(男性)に支配・搾取されるものとされたことを主張する。自然を支配する資本主義的生産様式の結果「人間の労働と自然の活動との間の分業」が、単なる分業でない支配と搾取の関係が生まれたのだという。

生物学的な差異が「自然」であるため、それにもとづく生物学的決定論は女性を抑圧する道具としてうまく機能することができている。それゆえ、性別分業はすでに多くの女性の意識に定着している。妊娠・出産に関する意思決定は、一見、女性に任されているように見えるが、周囲の視線や既存の社会通念によって義務化されていることが多い。女性自身が、生物学的決定論による社会的低位を先天的な「自然」として受け入れているため、性別分業の壁を認識できないのである。

## (2) 輿論および環境の影響による女性の社会地位に対する錯覚

女性の社会進出は女性解放に貢献するはずであるが、じっさいのところ、女性は社会での労働を引き受けながら、家事・育児の大部分を負担している。2010年には、16歳から59歳の中国人女性の就業率は70%まで上昇した(中華人民共和国国家統計局, 2012)。しかし、家事や育児を負担するのは依然、ほとんどが女性である。

また、高就業率の背後に、雇用条件の男女格差が存在することは否定できない(中華全国婦女連合会・中国国家統計局, 2011)。現代中国において、女性の就労状況は1970年代の先進工業諸国と類似する<sup>8</sup>。上野(2009, p.388)は、このような労働市場の再編成は、労働市場全域におけるグローバルな家父長制の再編であるという。現代中国の大規模工業生産には大量の低賃労働力が必要とされている。就労女性の大多数が、低賃金単純労働の工業生産に従事している。つまり、中国は資本主義の家父長制的な生産様式(不等価交換の合理化)という搾取的な生産様式を採用している。さらに、同様の仕事であっても、女性の平均収入は男性の66%しかない(World Economic Forum, 2013, p.168)。すなわち、女性の社会進出は不平等にもとづくものであり、国家が女性の労働力を搾取しているといえる。したがって、女性の就労は一見女性自らの意思による決定のように思われるが、じつは家父長制の必要が内面化され、それによって生じた要求に

応じての選択なのである（上野，2009，p.379）。しかし、マスメディアや社会輿論によって、女性の高就労率という単一的な指標をもとに、男女平等がもはや実現寸前であるという錯覚が与えられている。もとより現代中国においては、女性の権利意識はいまだ覚醒していないため、こうした自身の社会地位に対する錯覚によって、真の権利意識の覚醒は一層遅れるに違いない。

### (3) 女性の階層化

内面化された構造的暴力を突破するには、被抑圧者／被害者たちによる自身のエンパワメントと自力更生が必要である。これに関して、ラーナー（1996，p.295）も、女性グループや団体、ネットワークの存在は、女性が家父長制の命令に対抗する力を高めると述べているが、現代中国では、女性の集団意識を築くことは困難である。

中国では、女性による女性への抑圧も家父長制の特徴の一つであると考えられている。儒教が浸透する中国では「孝」の思想が重視されているため、母としての地位をもつ女性は家長である男性の権力的制約を受けながらも、母としての絶対的権威を保ち、家父長制を支えている（白水，2001，p.28）。

白水（2001，p.11）によれば、中国の家父長制は図1のように示される。権利をもたない女性は低層部におかれ、男性に支配されている。一方、権力を握っている一部の女性は家父長制の共謀者として、低層部の女性を抑圧する。このような現象について、ラーナー（1996，p.296）は「女性は性的、経済的、政治的、知的な面で男性に従属する代わりに、同じ階級の男の権力を共有して下層階級の男女を搾取するのである」と述べている。

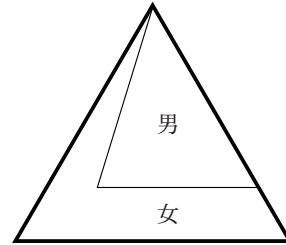


図1 中国型家父長制（白水，2001，p.11）

計画出産政策は女性を多産から解放した。しかし、女性は個人として構造的暴力に抗うことはできても、集団としての暴力克服＝自力更生はいまだ達成されていない。これは、ヴィステンドールが指摘するように、中国において「ある意味で、女性は女性の最大の敵になっている」（2012，p.53）に原因がある。事実、中国における出生性比の異常の要因は主に女性にある。ヴィステンドール（2012）によれば、性別の産み分けを目的とする中絶は、妊婦自身、もしくは姑の意思によって決定されることが多い。

さらに、社会資源分配の不均衡および社会環境からの圧力（独身、離婚女性に対する不利な言論）が存在するため、女性がやむをえず男性を頼る例も多くみられる。この文脈下では、男児を産むことに特別な関心を示す女性にとって、息子は一種の依存対象となりうる。したがって、いわゆる女性自らの決定も、周囲の環境のもとにそういった選択をさせられた結果にすぎない。しかし彼女たちはそのことに気づかず、むしろ自発的にそのルールを黙認し、守ろうとしている。さらにつぎの世代の女性もそう要求している。このように、多くの女性は代々家父長制を継承している。これは、女性が女性を支配し、自ら家父長制のシステムを合理化し維持することにつながる。それゆえ、自力更生に必要な被抑圧者たちのあいだでの連帯および集団化は困難となっている。

以上の議論を踏まえると、家父長制の構造が、女性の性と生殖に対する自己決定権の行使を妨げているという判断は妥当であろう。多くの場合、彼女たちは社会や家父長制のシステム内のル

ールに従い決定を行っている。これに気づかず、むしろ自ら決定を行っているとの勘違いすることこそ、暴力の内面化そのものなのである。構造的暴力の内面化によって、女性は、自己決定権を行使できなくさせられているのだろう。こうした状況を考慮すると、今までは計画出産政策に従うのが次善の選択であったかもしれない。しかし、国家自体もその内面化をうながす要因の一つであることは意識しなければならない。これらの内容をすべて整理し、認識できた時にこそ、初めて女性が構造的暴力の内面化を突破することが可能になるだろう。

## 5. 結論

本稿では、計画出産政策の影響下における女性の性と生殖に対する自己決定権について考察することで、中国において、女性の自己決定権を侵害している要因は、計画出産政策ではなく、家父長制にあるという仮説の検証を試みた。

計画出産政策が女性に対して身体的負担を与えることは明白である。このような暴力を女性が甘んじて受ける背景には、構造的暴力の存在があるといえる。しかし、構造的暴力は、近年次第に批判されるようになった計画出産政策に存在するのではなく、むしろ、家父長制に求められる。計画出産政策はその暴力を顕在化させたのである。

現在の中国における経済状況、出産に対する社会通念、女性の社会的地位、女性の自己意識、これら4点から考えれば、家庭それぞれが自主的に家族計画を行うために必要な条件は揃っていない。つまり、性と生殖に関する女性は自己決定できていないといえる。多くの場合、妊娠・出産に関して、決定するのは女性であるように見えるが、それらの決定はあくまでも家庭や社会など、周囲の環境による影響、社会の仕組みの産物である。これは女性に対する家父長制による支配という構造的暴力である。この構造は女性の力だけでは打破できないが、計画出産政策のような国家権力の介入が、女性の多産からの解放という意図せざる結果を招いた。

しかし、人口抑制を目的とする計画出産政策もまた、女性の自己決定権を制限している。政策実施のための強制的な手段によって、女性の身体は過大な負担をかけられている。それにもかかわらず、計画出産政策が現実には女性を多産から解放し、女性の社会進出に有利な条件を与えているため、反対する女性は少ない。その側面だけ見ると、計画出産政策は、家父長制の基盤（女性の生殖能力への支配）と対立しているが、女性を被抑圧者として扱い、自らの利益を実現するための道具としてみなすという点においては、家父長制も計画出産政策も同様である。

女性が下した決定が自らの意思によるものであるのか、周りの環境によってうながされたものであるのかを見極めるのは難しい。これは本研究における限界であろう。

本研究による知見にもとづき、女性の権利意識を喚起することはもちろん、男性にジェンダー平等の重要性を正しく認識させることもきわめて重要であると提言したい。じっさい、家父長制から脱却することによって、男性も女性と同様に、単一な社会的性別分業から解放され、より多くの選択肢を得ることができる。男女ともに現在自らがおかれている状況を正確に理解することが、家父長制を打破するための重要な一歩である。社会全体が家父長制から脱却することができて、はじめて、計画出産政策の廃止が、女性の自己決定権の獲得につながるのである。

## 註

- 1 ノルウェー平和研究学者ヨハン・ガルトゥングが提起した平和学の概念の一つである。第2章で具体的な説明を展開する。
- 2 子どもは少人数を産み、全力で育てる。具体的な内容は「中華人民共和国人口・計画出産法」の第2章および第3章を参照。
- 3 中国語の記事がほとんどであるが、日本経済新聞も記事を掲載した。
- 4 出生性比 = 年間の男子出生数 / 年間の女子出生数 (×100)
- 5 原文: 「关于禁止非医学需要的胎儿性别鉴定和选择性别的人工终止妊娠的规定」, 中国の「計画出産法」の付加条例である。筆者訳。
- 6 インド: 109 (2011年)、ベトナム: 112 (2008年)。(劉, 2012)
- 7 『大国空巢』は現在計画出産政策を批判する代表的な人口学著書である。人口は重要な生産力であるため、女性は多くの子どもをもつべきであると述べている。一方、女性個人の価値観の実現は評価されていない。詳細は易 (2013) を参照。
- 8 女性の雇用率は伸びていたが、じっさいは労働力予備軍として採用され、職場における性別格差が存在していたため、女子労働は周辺化された。詳細は上野 (2009) を参照。

## 参考文献

- 江原由美子 (2012). 『自己決定権とジェンダー』岩波書店.
- ガルトゥング, J. (1991). 『構造的暴力と平和』(高柳先男・塩屋保・酒井由美子・訳). 中央大学出版部.
- 国家人口发展战略研究课题组 (1994). 「中国人口と発展に対する国家報告」2013年10月22日 <http://www.china.com.cn/chinese/zhuanti/255339.htm> より情報取得.
- 早瀬保子 (2001). 「途上国の人口問題とジェンダー」『国立女性教育会館研究紀要』第5号, 17-26頁. 独立行政法人国立女性教育会館.
- ヒューバー, J. (2011). 『ジェンダー不平等起源論: 母乳育が女性の地位に与えた影響』(古牧徳生・訳). 晃洋書房. [原著: Huber, J. (2007). *On the origins of gender inequality*. Boulder, CO: Paradigm Publishers].
- ヴィステンドール, M. (2012). 『女性のいない世界: 性比不均衡がもたらす恐怖のシナリオ』(大田直子・訳). 講談社. [原著: Hvistendahl, M. (2011). *Unnatural selection: Choosing boys over girls, and the consequences of a world full of men*. New York: Public Affairs].
- 金井淑子 (1997). 『女性学の挑戦: 家父長制・ジェンダー・身体性へ』明石書店.
- ラッペ, F. M., ・シュアマン, R. (1998). 『権力構造としての人口問題』(戸田清・訳). 新曜社. [原著: Lappe, F. M., & Schurman, R. (1990). *Taking population seriously*. Oakland: The Institute for Food and Development Policy].
- ラーナー, G. (1996). 『男性支配の起源と歴史』(奥田暁子・訳). 三一書房. [原著: Lerner, G. (1986). *The creation of patriarchy*. England: Oxford University Press].
- 劉中一 (2012). 「印度、云南和尼泊尔の出生人口性別比: 問題、原因と対策」『南亜研究季刊』第2期, 95-100頁. 南亜研究所.
- ミース, M. (1995). 「性別分業の社会起源」『世界システムと女性』(137-181頁). (古田睦美・訳). 藤原書店. [原著: Mies, M. (1986). *Social origins of the sexual divisions of labour*. In *Patriarchy and accumulation on a world scale: Women in the international division of labour* (pp.44-68). London: Zed Books].
- 見田宗介・栗原彬・田中義久 (編) (1988). 『社会学事典』弘文堂.
- 沢山美果子 (2005). 『性と生殖の近世』勁草書房.
- 瀬山山角 (1997). 『東アジアの家父長制: ジェンダーの比較社会学』勁草書房.
- 瀬川昌久 (2004). 『中国社会の人類学: 親族・家族からの展望』世界思想社.
- 白水紀子 (2001). 『中国女性の20世紀: 近現代家父長制研究』明石書店.
- 上野千鶴子 (2009). 『家父長制と資本制: マルクス主義フェミニズムの地平』岩波書店.
- 若林敬子 (2005). 『中国の人口問題と社会的現実』ミネルヴァ書房.
- 若林敬子 (1989). 『中国の人口問題』東京大学出版会.
- 王玉波 (1989). 『中国家長制家庭制度史』天津社会科学院出版社.

- ウェバー, M. (1970). 『支配の諸類型』(世良晃志郎・訳). 創文社.
- World Economic Forum (2013). The global gender gap report 2013. Retrieved December 26, 2013, from [http://www3.weforum.org/docs/WEF\\_GenderGap\\_Report\\_2013.pdf](http://www3.weforum.org/docs/WEF_GenderGap_Report_2013.pdf)
- 易富賢 (2013). 『大国空巢』中国発展出版社.
- 臧健 (2004). (大平幸代・訳). 「宋元から明清時代の家法が規定する男女の役割」関西中国女性史研究会 (編) 『ジェンダーからみた中国の家と女』(69-86 頁). 東方書店.
- 趙白鴿 (2002). 「执行开罗人发大会精神：中国生殖健康／计划生育事业的发展」『中国計画生育学雑誌』2002 年増刊. 41-42 頁. 国家計生委科学技術研究所.
- 中華人民共和国国家統計局 (編) (2012). 「中国統計年鑑」2013 年 9 月 22 日 <http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2012/indexch.htm> より情報取得.